

栃木県新型コロナウイルスワクチン個別接種促進協力金申請要領

I 協力金の趣旨

新型コロナウイルス感染拡大防止のために、新型コロナウイルスワクチンの効果的・効率的な接種を進めるため、個別接種促進に御協力いただいた医療機関に対し「新型コロナウイルスワクチン個別接種促進協力金」（以下「協力金」といいます。）を支給します。

II 支給対象期間 ※個別接種を行った期間

- (1) 【第1期】令和3(2021)年 5月9日(日曜日)から7月31日(土曜日)まで
- (2) 【第2期】令和3(2021)年 8月1日(日曜日)から10月2日(土曜日)まで
- (3) 【第3期】令和3(2021)年10月3日(日曜日)から12月4日(土曜日)まで
- (4) 【第4期】令和3(2021)年12月5日(日曜日)から令和4(2022)年2月5日(土曜日)まで
- (5) 【第5期】令和4(2022)年2月6日(日曜日)から3月31日(木曜日)まで
- (6) 【第6期】令和4(2022)年4月1日(金曜日)から6月4日(土曜日)まで
- (7) 【第7期】令和4(2022)年6月5日(日曜日)から8月6日(土曜日)まで

III 支給要件及び支給額

県内に所在する医療機関が、次の支給要件欄に該当する場合に、その支給額欄に記載する額を支給します。

なお、支給要件は、IIの支給対象期間ごとに判断します。

医療機関	支給要件	支給額
診療所	① <u>週100回以上</u> の個別接種を支給対象期間内に <u>4週間以上</u> 行った場合	週100回以上の接種をした週における接種回数に対して <u>回数当たり2,000円</u>
	② <u>週150回以上</u> の個別接種を支給対象期間内に <u>4週間以上</u> 行った場合	週150回以上の接種をした週における接種回数に対して <u>回数当たり3,000円</u>
	③ <u>50回以上/日</u> の個別接種を支給対象期間内に行った場合	<u>1日当たり10万円</u>
病院	④ <u>50回以上/日</u> の個別接種を支給対象期間内に行った場合	<u>1日当たり10万円</u>
	⑤ <u>特別な接種体制を確保</u> した場合であって、 <u>50回以上/日</u> の個別接種を週1日以上達成する週が、支給対象期間内に <u>4週間以上</u> あった場合(④に加えて支給)	<u>医師 1人1時間当たり 7,550円</u> <u>看護師等 1人1時間当たり 2,760円</u>

○接種回数について

上記接種回数には、個別接種のほか、次のA～Dに該当する職域接種を含みます。

(「確認フロー図」(6ページ)を参考にしてください。)

- A 中小企業（中小企業基本法（昭和 38 年法律第 154 号）第 2 条第 1 項に規定する中小企業をいいます。）が、商工会議所、総合型健保組合、業界団体等複数の企業で構成される団体を事務局として共同実施する職域接種であって、接種対象者が中小企業の委託する外部の医療機関（大学の附属病院を含みます。）に出向いて職域接種を受ける場合
- B 大学、短期大学、高等専門学校、専門学校（以下「大学等」といいます。）が、接種対象者に所属の学生を含み、かつ、文部科学省が別に定める地域貢献の基準を満たすものとして実施する職域接種であって、接種対象者が大学等の委託する外部の医療機関（大学の附属病院を含みます。）に出向いて職域接種を受ける場合
- C 中小企業が、商工会議所、総合型健保組合、業界団体等複数の企業で構成される団体を事務局として共同実施する職域接種であって、大学の附属病院が当該大学内で実施する場合
- D 大学等が接種対象者に所属の学生を含み、かつ、文部科学省が別に定める地域貢献の基準を満たすものとして実施する職域接種であって、大学の附属病院が当該大学内で実施する場合

A～Dに該当する職域接種の回数を含んで申請しようとする場合は、事前に相談・申請窓口を確認していただくことをお勧めします。

<留意事項>

- ・接種回数により算定することとし、予診のみの回数は含みません。
- ・1週間当たりの接種回数の算定は、当該週の日曜日から土曜日までとします。
※令和 4（2022）年 4 月 1 日から 4 月 9 日までは 1 週間とみなして、診療所における 1 週間当たりの接種回数を算定できます。
- ・①及び②は、対象となる週が同一の場合には、重複して申請できません。
- ・③は、①又は②の要件を満たす週に属する日の場合には申請できません。
- ・⑤の「特別な接種体制」とは、通常診療とは別に、接種のための特別な人員体制を確保した場合をいいます。なお、休日、休診日、時間外、平日診療時間内の別は問いません。
- ・⑤は、1 日 50 回以上の接種を行った日に限ります。

IV 申請要件

協力金の申請要件は、栃木県暴力団排除条例（平成 22 年栃木県条例第 30 号）に規定する暴力団又は暴力団の構成員等に該当する代表者又は役員が、申請する医療機関の経営に参画していないものとします。

V 申請手続き等

1 協力金に関するお問い合わせ先

栃木県新型コロナウイルスワクチン個別接種促進協力金 相談・申請窓口

（電話）028—651—3702

※受付時間 午前 9 時から午後 5 時まで（土日、祝日も受け付けています。）

（E-mail）tochigi-vaccine-kyouryokukin@bsec.jp

2 協力金の申請に必要な書類等の入手方法

栃木県新型コロナウイルスワクチン個別接種促進協力金特設サイトから入手することができます。

栃木県新型コロナウイルスワクチン個別接種促進協力金 特設サイト
(URL) <https://www.tochigi-vaccine-kyouryokukin.jp>

※栃木県公式ホームページに特設サイトのリンクを掲載しています。
栃木県公式ホームページ内で「個別接種促進協力金」と検索してください。

3 申請書類

次の申請書類を提出してください。必要に応じて追加書類の提出及び説明を求めることがあります。また、申請書類は返却しませんので、控えを保管してください。

申 請 書 類		
1	請求書 (様式3)	個別接種促進のための支援事業に係る請求書 (診療所用又は病院用)
2	実績報告書 (様式2)	新型コロナウイルスワクチン接種の実績報告書 (診療所用又は病院用) ※インターネット申請する場合は、押印した書類をPDF形式にして送信してください。
3	振込先の通帳 の写し	「金融機関名」、「支店名」、「預金種別」、「口座番号」、「口座名義人(フリガナ)」が分かるもの ※申請者本人の口座に限ります。法人の場合は当該法人の口座に限ります。 ※通帳の表紙裏側をコピーして添付してください。 (インターネットバンキングの場合、上記の情報が分かるサイトのページ) ※口座に変更がない場合も、申請受付期間ごとに提出してください。
4	「特別な接種 体制」説明資料	「特別な接種体制」の確保状況が分かる資料(例:勤務シフト表など)を送付してください。 ※Ⅲの⑤を申請する病院のみ提出してください。
5	職域接種に関 する実施報告	※本協力金に該当する職域接種の内、中小企業が共同実施した職域接種を行った場合のみ提出してください。
6	大学拠点接種 に係る地域貢 献の認定に関 する書類	文部科学省が交付する「新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金(医療分)大学拠点接種における地域貢献の基準」に関する認定書類を送付してください。 ※本協力金に該当する職域接種のうち、大学、短期大学、高等専門学校、専門学校が実施する職域接種による接種回数を含めて申請する場合のみ提出してください。
7	申請連絡票 (郵送申請用)	医療機関名、申請担当者名、電話番号等を記入してください。 また、申請に関する要件等を確認し、各項目にチェックをしてください。 ※インターネット申請の場合は特設サイト上で入力してください。

4 協力金の申請受付期間及び申請方法

(1) 申請受付期間

【第1期申請】

令和3(2021)年 8月1日(日曜日) から令和4(2022)年1月25日(火曜日) まで

【第2期申請】

令和3(2021)年10月3日(日曜日) から令和4(2022)年1月25日(火曜日) まで

【第3期申請】

令和3(2021)年12月5日(日曜日) から令和4(2022)年1月25日(火曜日) まで

【第4期申請】

令和4(2022)年2月6日(日曜日) から令和4(2022)年3月10日(木曜日) まで

【第5期申請】

令和4(2022)年4月1日(金曜日) から令和4(2022)年5月15日(日曜日) まで

【第6期申請】

令和4(2022)年6月5日(日曜日) から令和4(2022)年7月15日(金曜日) まで

【第7期申請】

令和4(2022)年8月7日(日曜日) から令和4(2022)年9月15日(木曜日) まで

※申請はⅡの支給対象期間ごととなります。(それぞれ申請書類を作成し、提出してください。)

(2) 申請方法

① インターネット申請の場合

栃木県新型コロナウイルスワクチン個別接種促進協力金特設サイトから申請できます。

なお、該当する申請受付期間の最終日の午後11時59分までに送信完了したものが有効です。

栃木県新型コロナウイルスワクチン個別接種促進協力金 特設サイト
(URL) <https://www.tochigi-vaccine-kyouryokukin.jp>

※栃木県公式ホームページに特設サイトのリンクを掲載しています。
栃木県公式ホームページ内で「個別接種促進協力金」と検索してください。

※ 申請書類受付後、申請者に対し、受付及び申請内容確認のためのお電話をします。
送信後、数日してもお電話がない場合は、相談・申請窓口にお問い合わせください。

② 郵送の場合

次の宛先まで郵送してください。

なお、該当する申請受付期間の最終日の消印があるものが有効です。

(宛先)

〒320-0801 宇都宮市池上町4-1

「栃木県新型コロナウイルスワクチン個別接種促進協力金
相談・申請窓口」

※ 切手を貼付の上、差出人の住所及び氏名を必ず御記載ください。

※ 簡易書留など追跡ができる方法で郵送してください。

※ 申請書類受付後、申請者に対し、受付及び申請内容確認のためのお電話をします。発送後、数日してもお電話がない場合は、相談・申請窓口にお問い合わせください。

※ 感染拡大防止の観点から、対面での申請受付・相談は行いません。御不明な点は相談・申請窓口までお問合せください。

5 審査

申請書類を受理した後、VRS（ワクチン接種記録システム）により接種日ごとの接種回数を確認する等、接種実績や請求額に誤りがないか審査を行います。この審査において、申請書類の修正等を求める場合や、申請者への聴取を行う場合があります。

6 支給の決定

申請書類の審査の結果、適正と認められる場合は協力金を支給します。支給は、申請書受理から概ね3週間後を予定しています。なお、申請書類不備の訂正や申請内容の確認などで期間を要する場合は、3週間を超える場合があります。

7 通知等

- (1) 申請書類の審査の結果、協力金を支給する旨の決定をしたときは、支給に関する通知を発送します。
- (2) 申請書類の審査の結果、協力金を支給しない旨の決定をしたときは、不支給に関する通知を発送します。

VI その他

- 1 一度申請を行った後に、同一の支給対象期間に対して再度の申請を行う場合（当初の申請に接種回数を追加する場合、当初の申請で接種回数を実績より多く計上してしまった場合等）は、変更申請に係る書類（変更請求書及び変更申請説明書等）の提出が必要になりますので、相談・申請窓口にお問い合わせください。
- 2 協力金の支給の決定後、申請要件に該当しない事実や不正等が発覚した場合は、協力金の支給決定を取り消すとともに、協力金の返還を求めます。
- 3 協力金の支給について、県が必要と認める場合は、申請した医療機関及び関係機関に対し、書類の提出を求め、事情聴取を行うことがあります。
- 4 栃木県は、申請書類に記載された情報を税務情報として使用することがあります。
- 5 協力金支出事務を適正に行うため、申請書類に記載された情報を関係市町及び関係機関に提供することがあります。
- 6 申請書類（原本又は写し）、支給に関する通知及び申請内容が確認できる書類（日毎の接種回数、特別な接種体制の確保状況等）は、5年間保存してください。

〔補足〕「時間外・休日に接種を行った場合の接種費用の上乗せ」に関する様式について

(1) 令和3(2021)年5月～11月接種分について

- ・接種費用の上乗せについては、医療機関が所在する市町への申請になりますが、本申請要領2ページのVの3に記載のある実績報告書(様式2)は、市町に提出する接種費用の上乗せに関する実績報告書と共通のものとなります。
- ・様式2のExcelファイルを入力すると、様式1(市町)と様式3(県)の請求書が作成される仕組みとなっているため、県においては様式1～3がセットになったものを配布しています。

【各様式の提出先】

『栃木県新型コロナウイルスワクチン個別接種促進協力金』

申請書類 実績報告書(様式2)、請求書(様式3)ほか

提出先 県(栃木県新型コロナウイルスワクチン個別接種促進協力金 相談・申請窓口)

『時間外・休日に接種を行った場合の接種費用の上乗せ』

申請書類 実績報告書(様式2)、請求書(様式1)ほか

提出先 医療機関が所在する市町

※接種費用の上乗せに関しては、各市町にお問い合わせください。

(2) 令和3(2021)年12月以降接種分について

- ・12月1日以降に新様式の予診票を使用した場合の接種費用の上乗せについては、接種費用と一体的に請求することとなります。
- ・5月～11月接種分と12月以降接種分では、請求方法等が変更になっていますので、詳しくは各市町にお問い合わせください。

個別接種促進協力金の対象となる職域接種 確認フロー図

申請する医療機関が、次の確認フロー図の各項目に該当する職域接種を行っている場合は、個別接種の回数に、当該職域接種の回数を加えて申請することができます。

接種する医療機関
(申請医療機関)

中小企業や大学等から委託を受けた、
当該企業・大学等の外部の医療機関
※企業内診療所は対象となりません。

大学の附属施設である病院（附属病院）

職域接種の種類

中小企業が、商工会議所、総合型健保組合、業界団体等複数の企業で構成される団体を事務局として共同実施する職域接種

※商工会議所等の構成員に大企業や独立行政法人等が含まれていても対象となりますが、職域接種において大企業が中核となったり、大企業の従業員が多数にのぼるようなケースは対象となりません。

大学、短期大学、高等専門学校、専門学校が行う職域接種

接種対象者等

※記載以外の方が含まれていても対象となります。

・中小企業の社員等

※中小企業等の従業員の家族が大企業の従業員だった場合や余ったワクチンを会員企業である大企業の従業員に接種した場合など、結果的に大企業の従業員が含まれていることをもって対象外とするものではありません。

・大学等の所属の学生

・「文部科学省が別に定める地域貢献の基準」(★)を満たすもの
★国からの通知があり次第お知らせします。

接種する場所

接種を行う医療機関
(申請医療機関)内
※接種対象者が医療機関に出向いて接種を行うものが対象となります。

附属病院（申請医療機関）内
※接種対象者が医療機関に出向いて接種を行うものが対象となります。

附属病院（申請医療機関）の大学内の接種会場

個別接種促進協力金に該当します。